

輸入植物検疫規程別表第1に掲げる「植物の種類」等の取扱いについて

農林水産省横浜植物防疫所長通知

〔 制定：平成28年4月22日付け28横植第108号
一部改正：平成28年10月19日付け28横植第1077号 〕

第1 趣旨

植物防疫官は、輸入検査を行うに当たり、植物の用途及び形態並びに植物に付着する検疫有害動植物の国内への侵入リスクを考慮し、検査荷口を決定するとともに、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）別表第1に掲げる検査する数量の抽出を行う必要がある。

このため、この取扱いで規程別表第1に掲げる「植物の種類」等について解説することにより、検査荷口の決定等に資するものとする。

第2 定義

この取扱いで用いられている用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「荷口」とは、輸入された植物及び容器包装をいう。
- 2 「検査荷口」とは、荷口に付着して国内に侵入する可能性のある検疫有害動植物の性質等を考慮し、検査前に決定される検査の単位であって、植物防疫官が検査結果を判定する際の基本単位をいう。なお、検査荷口は、検査中又は検査後に変更することはできない。
- 3 「種類別」とは、別表1に掲げる「主な該当植物名等」に規定された植物の別をいう。
- 4 「種別」とは、種 (species)、亜種 (subspecies) 又は変種 (variety) の別をいう。
- 5 「品種別」とは、品種 (form)、系統 (race)、栽培種 (園芸種、cultivar) 又は遺伝子組換え体の別をいう。
- 6 「凍結植物」とは、 -17.8°C (0°F) 以下で凍結され、その後凍結状態で貯蔵 (又は輸送) されている植物をいう。
- 7 「管理者」とは、植物防疫法 (昭和25年法律第151号。以下「法」という。) 第8条第1項又は第3項の規定による検査の申請手続を輸入者から委任された者並びに法第9条第1項の規定による消毒等又は植物防疫法施行規則 (昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) 第12条の規定による措置の業務を輸入者から請け負った者をいう。
- 8 「検査数量」とは、規程別表第1に掲げる「検査する数量」をいう。なお、検査数量のうち、重量は正味重量 (ネットウエイト) とする。

第3 検査荷口の取扱い

規程別表第1の各項に該当する植物は、別表1に掲げる「主な該当植物名等」のとおりであり、種類別に定める検査荷口の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 植物防疫官は、輸出国政府機関によって発行された検査証明書 (Phytosanitary Certificate) を確認するとともに、必要に応じて、当該荷口の船荷証券 (B/L)、送り状 (Invoice)、パッキングリスト等 (写しを含む。以下「関係書類」という。)

を確認した上で、次により検査荷口を決定する。

なお、法第6条第1項第1号に規定する植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する荷口又は規則第5条の3に規定する検査証明書の添付を要しない荷口の場合は、必要に応じて、当該荷口の関係書類を確認する。

(1) 「輸入港別及び積載船（機）別」とする。

ただし、輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通知）第1第5項の規定による一港検査方式を適用した場合又は2の（3）のただし書の場合は、この限りではない。

(2) 「原産地（国又は地域）別、輸出港別、輸出者別及び輸入者別」とする。

2 植物防疫官は、1に加え、次により検査荷口を決定する。

(1) 別表2に掲げる荷口区分により分割したものを検査荷口とする。

(2) 同一の植物からなる一つの荷口に複数の検査証明書が添付されている場合は、「検査証明書別」に分割したものを検査荷口とすることができる。

(3) 同一の積載船（機）で輸入される予定の荷口が船会社（航空会社）の都合により異なる積載船（機）で輸入された場合は、分割された荷口をそれぞれ検査荷口とする。

ただし、輸入者又は管理者から当該荷口を同一荷口として検査してもらいたい旨の申出があり、当該荷口の検査証明書又は関係書類により同一荷口であることが確認できた場合は、同一の検査荷口とすることができる。

(4) 凍結植物の場合は、「種類別又は種別」に分割したものを検査荷口とする。

ただし、同一の船倉又は海上コンテナに「種類別又は種別」に分割可能な荷口が積載されている場合は、当該荷口全体を一つの検査荷口とする。

(5) その他

ア 植物検疫当局間の合意により検疫措置が定められた植物（規則別表2の付表に掲げる植物等）であり、検疫措置の方法が異なる場合は、「検疫措置別」に分割したものを検査荷口とする。

なお、検疫措置の方法が同じであっても、当該措置を行う過程が異なる場合は、それぞれを別の検査荷口とすることができる。

イ (1) から (4) により分割された荷口において、検疫有害動植物の付着程度に影響を及ぼす要因（輸出時の消毒等）があり、かつ、要因別の分割が可能な場合は、当該荷口を更に要因別に分割したものを検査荷口とすることができる。

ウ やむを得ず1の（2）又は2の（1）から（3）により荷口を分割できない場合は、当該荷口全体を一つの検査荷口とする。

3 輸入者又は管理者から別表2に掲げる荷口区分の加除等について要望があった場合、植物防疫官は、その適否を検討する。

第4 検査数量の抽出方法

植物防疫官は、検査荷口の輸送形態、こん包形態、1梱当たりの重量等を考慮し、検査荷口全体から無作為に検査数量を抽出する。

植物の分類一覧表

植物の種類	主な該当植物名等			
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だいま、りんご、かんきつ類等	【分類の基本的考え方】 主に果実を得るための植物であって、隔離栽培運用基準(昭和43年5月20日付け43農政B第916号農政局長通知。以下「運用基準」という。)Iの1の(1)に掲げるものが該当する。			
	おらんだいちご属	からたち属	きいちご属	きんかん属
	くり属	くるみ属	こけもも属(すのき属)	さくら属
	すぐり属	すのき属(こけもも属)	なし属	ぶどう属
	みかん属	やまもも属	りんご属	
2 アボカド、キウイフルーツ、パインアップル、フェイジョア、マンゴウ等	【分類の基本的考え方】 主に果実を得るための植物であって、前号に掲げるものを除く。			
	あけび属	アボカド	アルブツス	いちじく
	オリーブ	カカオ	かき	カシューナッツ
	かりん属	くだものどけい(パッションフルーツ)	ぐみ属	クリメニア属
	コーヒノキ属	コダチトマト属	ごれんし(スターフルーツ)	さんざし
	ざくろ	スターフルーツ(ごれんし)	タチバナアデク	なつめ
	パインアップル	はしばみ属	パッションフルーツ(くだものどけい)	バナナ
	パパイヤ属	ばんじろう属	ばんれいし属	ひいらぎとらのお属(アセロラ等)
	ピスタシオノキ	びわ	フェイジョア属	ペカン属
	マカダミア属	またたび属(キウイフルーツ)	マンゴウ	ムベ属
	ももたまな	ライチ(れいし)	りゅうがん	れいし(ライチ)
	れんぶ	わさびのき属		
	二 特用作物及びその部分であって栽培の用に供するもの	【分類の基本的考え方】 果実以外の部位を収穫後に加工利用するための木本性又は草本性の植物が該当する。		
いぐさ		うるし	からはなそう(ホップ)	くわ
こんにやく		さとうきび	さとうだいこん(てんさい、ビート)	じおう
ステビア		たばこ	ちゃ	てんさい(さとうだいこん、ビート)
ビート(さとうだいこん、てんさい)		ホップ(からはなそう)	みつまた	むらさき
わた				
三 前各項に掲げる植物以外の樹木類及びその部分であって栽培の用に供するもの	【分類の基本的考え方】 木本性の植物であって、次号に掲げるものを除く。			
	あおき属	あおぎり属(ステルキュリア属)	あかぎ属	アカリファ属
	アクイラリア属	アグラリア属	あじさい属	あせび属
	アダンソニア属(バオバブ等)	アプチロン属	アルクトスタフィロス属	いちい属
	いちじく属(いちじくを除く。)	いちよう科	いぼたのき属	いわがらみ属
	いわなんてん属	いんどそけい属	うつぎ属	うるし科(うるし、カシューナッツ、ピスタシオノキ、マンゴウを除く。)
	エキソコルダ属	えごのき属	えにしだ属	エリカ属
	おとぎりそう属	かえで科	がまずみ属	カメラウシウム属
	カリアンドラ属	カルミア属	かわらけつめい属	きささげ属
	きじむしろ属	きだちちようせんあさがお属	きちようじ属	きはだ属

植物の種類		主な該当植物名等				
		きょうちくとう属	きんごじか属	きんごじかもどき属	ぎよりゆう属	
		ぎよりゆうもどき属	ぎんようじゅ属	くさとべら属	くすのき属	
		くちなし属	くまやなぎ属	クリツバラヌス属	グレビレア属	
		くろうめもどき属	くろたさかずら属	クロトンノキ属	くろよな属	
		げっけいじゅ属	こうもりかずら属	こごめうつぎ属	コバノブラッシノキ属	
		コンミフォラ属	こんろんか属	さいかち属	ざいふりぼく属	
		さかき属	さくら属(果樹類を除く。)	サッサfras属	さるすべり属	
		さわぐるみ属	さんたんか属	しだ植物類	しなのき科	
		しもつけ属	しゃりんとう属	しらたまのき属	じんちようげ属	
		すいかずら属	ずいな属	すぎ科	ステルキュリア属(あおざり属)	
		ステレオスペルマム属	そけい属	そてつ科	そりちゃ属	
		たかさごごぼんのき属	たこのき属	たにうつぎ属	たらのき属	
		ちしゃのき属	チャンチン属	つくばねうつぎ属	つげ属	
		つた属	つつじ属	つばき属(ちゃを除く。)	つるあだん属	
		ていかかずら属	でいご属	デイズゴテカ属	テコマ属	
		てまりしもつけ属	どうだんつつじ属	ときわさんざし属	どくうつぎ属	
		とけいそう属	とちのき属	とねりこ属	とべら属	
		なぎいかだ属	ななかまど属	なんようすぎ属	にしきぎ属	
		にれ属	にわとこ属	にんじんぼく属	のうぜんかずら属	
		のぶどう属	のぼたん科	ばいかうつぎ属	はかまかずら属	
		はくちようげ属	はしどい属	はすのはかずら属	はすのはざり属	
		はなずおう属	ばら属	パラクイウム属	パラゴムノキ属	
		はりえにしだ属	バンクシア属	ばんまつり属	ひいらぎなんてん属	
		ひのき科	ふかのき属	フクシア属	ブーゲンビレア属	
		ふじうつぎ属	ぶな科	ふよう属(ハイビスカス等)	ほうおうぼく属	
		ほうらいちく属	ほざきななかまど属	ホロディスクス属	ぼたん属	
		まき科(いぬまき等)	マキバブラッシノキ属	まつ科	まつぶさ属	
		マニホット属(キャッサバ等)	まんさく科	まんりよう属	みずき属	
		みやましきみ属	もくせい属	もくれん科	もちのき属	
		ももたまな属	やし科(ココやし属を除く。)	やなぎ科	やまぶき属	
		やまがし科(マカダミア属を除く。)	ユーフォルビア属	ランタナ属	りようぶ属	
		れんぎよう属	ろうばい属			
		2 ドラセナ、めやし、ユッカ等	【分類の基本的考え方】 主として観葉植物であって、本号に掲げるものに限る。			
			ココやし属	せんねんぼく属	とつくりらん属	ドラセナ属
			パキラ属	ユッカ属		
		四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎(栽培の用に供しないと認められるものを除く。)	【分類の基本的考え方】 運用基準 I の2に掲げる植物が該当する。			
			さつまいも	ばれいしょ		
		五 球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	【分類の基本的考え方】 球茎、鱗茎、塊茎、根茎、塊根又は担根体を地中又は地際に形成する球根類であって、地上部のないもの、芽が小さくて葉が開いていないもの又は地上部の大部分が切除されているものが該当する。ただし、前項及び次項1号に掲げる植物を除く。 なお、その部分とは、木子、子球、鱗片等の植物の部分を用いる。			
			アイリス属	アキメネス属	アシダンセラ属	アネモネ属

植物の種類		主な該当植物名等				
		アマリリス属	アリウム属(ねぎ属)	アルストロメリア属	アルブカ属	
		イキシア属	うこん属	うばゆり属	エウカリス属	
		エウコムス属	おらんだかいり属	オルニソガラム属	かたくり属	
		かたばみ属	カマシア属	カラジューム属	ガランサス属	
		ガルトニア属	カロコルタス属	カンナ属	ギルタンサス属	
		グラジオラス属	クリナム属	グロキシニア属	クロコスミア属	
		クロッカス属	ゲインリザ属	コナンセラ属	コルチカム属	
		さといも属	サンダーソニア属	シクラメン属	シプステイリス属	
		シペラ属	しょうが属	シンニンギア属	すいせん属	
		ステルンベルギア属	スノーフレーク属	スパラキシス属	スピロキシネ属	
		せつぶんそう属	たますだれ属	ダリア属	チオドクサ属	
		チグリジア属	チャスマンテ属	チューベローズ属	チューリップ属	
		つばめずいせん属	つるぼ属	テコフィレア属	てんなんしょう属	
		トリトニア属	トロパエオルム属	ねぎ属(アリウム属)	ばいも属	
		ハエマンサス属	はないら属	バビアナ属	ハブランサス属	
		パロタ属	ばんうこん属	パンクラチウム属	ヒアシンス属	
		ひがんばん属	ヒッペアストラム属(アマリリス等)	ヒポキシス属	ヒメノカリス属	
		ひめひがんばん属	ふうろそう属	ブーフアン属	フリージア属	
		ブルンスピギア属	ベゴニア属	ヘスペランサ属	ベッセラ属	
		ベルセミア属	ベレバリア属	ホメリア属	ホモグロッサム属	
		みずいも属	ムスカリ属	モレア属	モントブレチア属	
		やまのいも属	ゆり属	ゆりぐるま属	ラケナリア属	
		ラナンキュラス属(水生植物を除く。)	ラペイロージア属	レウココリネ属	ロードヒポキシス属	
ロムレア属	ワトソニア属					
六 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 すいれん、たぬきも等	【分類の基本的考え方】 湖沼、湿地等に生育する草本性の水生植物が該当する。 なお、その部分とは、挿し穂、接ぎ穂等の植物の部分を用いる。				
		あさぎ属	アヌビアス属	アルターナンセラ属	うきごけ属	
		エキノドルス属	おぎのつめ属	おもだか属	かなだも属	
		きかしぐさ属	クリプトコリネ属	こうほね属	しょうぶ属	
		シngoニウム属	すいれん属(ひつじぐさ属)	スパシフィルム属	せきしょうも属	
		たぬきも属	ちどめぐさ属	でんじそう属	ぬかぼしくりはらん属	
		はごろもも属	はす属	はまおもと属	ひつじぐさ属(すいれん属)	
		ふさも属	へつかしだ属	ほていあおい属	まつも属	
		みずとらのお属	みずゆきのした属	みずわらび属	みぞほおずき属	
		ラナンキュラス属	レーソウ属			
		2 前号に掲げるもの以外の植物	【分類の基本的考え方】 草本性の植物であって、前号に掲げるものを除く。 なお、その部分とは、挿し穂、接ぎ穂、むかご等の植物の部分を用いる。			
			アイリス属(球根類を除く。)	アガベ属	アグラオネマ属	アステイルベ属
			アストランティア属	アナナス科(パイナップルを除く。)	あふりかすみれ属(セントポーリア等)	あまどころ属
			アモナム属	アルストロメリア属(球根類を除く。)	アルターナンセラ属(水生植物を除く。)	アルメリア属
アロエ属	アロカシア属		アンジェリカ属	アンスリューム属		
アンドロサセ属	いかりそう属		いそまつ属	いぶきじゃこうそう属(タイム等)		
ういきょう属(フェネル等)	うこん属(球根類を除く。)		うしのけぐさ属	うつぼかずら属		
うまのすずくさ属	えきさいぜり属		エリンジューム属	えんれいそう属		
おうぎばしょう属	おうごんかずら属(ポトス属)		おかとらのお属	おきなぐさ属		

植物の種類		主な該当植物名等			
	おぎのつめ属(水生植物を除く。)	おだまき属	オノスマ属	おもだか属(水生植物を除く。)	
	おりづらん属	かすみそう属	ガーベラ属(せんぼんやり属)	かやつりぐさ属	
	カラテア属	からまつそう属	ガランサス属(球根類を除く。)	かりがねそう属	
	かわみどり属	かんあおい属	かんきちく属	かんちょうじ属	
	カンナ属(球根類を除く。)	きかしぐさ属(水生植物を除く。)	きく属	きくぢしゃ属	
	きすげ属	きつねのまご属	きづた属	ぎぼうし属	
	きんちゃくそう属	きんばいそう属	クテナンテ属	クリスマスローズ属	
	クリプテロニア属	くわがたそう属	くんしらん属	けし属	
	こきんばいざさ属	こまくさ属	こめすすき属	コリダリス属	
	さくらそう属	さくららん属	ざくろそう科	ささげ属	
	さといも属(球根類を除く。)	さぼてん科	サルビア属	さわぎく属	
	しおん属	しそくさ属	しだ植物類	じゃのひげ属	
	しゅろそう属	しょうが属(球根類を除く。)	しょうぶ属(水生植物を除く。)	シンゴニウム属(水生植物を除く。)	
	すげ属	すずこじゅ属	すずらん属	スパシフィルム属(水生植物を除く。)	
	すはまそう属	すみれ属	せいようやまはつか属	セファロタス属	
	せんにんそう属	せんのう属	せんぼんやり属(ガーベラ属)	ダイアンサス属(なでしこ属)	
	たけしまらん属	たけにぐさ属	たつたそう属	たで属	
	たねつけばな属	ちとせらん属	ちどめぐさ属(水生植物を除く。)	ちようせんあさがお属	
	ちようせんいわうちわ属	つばめおもと属	つるな科	つるにちにちそう属	
	つわぶき属	ディスキーディア属	ディーフェンバッキア属	てんなんしょう属(球根類を除く。)	
	とうわた属	どくだみ属	とりかぶと属	なぎいかだ属	
	なでしこ属(ダイアンサス属)	ナルドスタキス属	においあらせいと属	にがくさ属	
	ニューサイラン属	ぬかぼ属	ネフティティス属	のうぜんはれん属	
	のこぎりそう属	はあざみ属	はえじごく属	はぐるそう属	
	はごろもぐさ属	ばしょう属(バナナを除く。)	はぜらん属	はなとらのお属	
	はなはつか属	はなみょうが属	バーベナ属	はまあかざ属	
	はまおもと属(水生植物を除く。)	はまべんけいそう属	はりい属	はるしゃぎく属	
	ばんうこん属(球根類を除く。)	はんげしょう属	ひえんそう属	ひめじょおん属	
	ひめとうしょうぶ属	ひよどりばな属	フィロデンドロン属	ふつきそう属	
	フロックス属	ペチュニア属	ペペロミア属	ペラルゴニューム属	
	ヘリコニア属	ペンステモン属	ほうせんか属	ほたるい属	
	ほたるぶくろ属	ぼたん属	ポトス属(おうごんかずら属)	ほととぎす属	
	まつよいぐさ属	マランタ属	まんねんぐさ属	まんねんらん属	
	まんねんろう属	みずとらのお属(水生植物を除く。)	みずゆきのした属(水生植物を除く。)	みぞかくし属	
	みぞほおずき属(水生植物を除く。)	むぎわらぎく属	むしやりんどう属	むらさき属	
	むらさきつゆくさ属	やぐるまぎく属	やはずかずら属	やぶらん属	
	やまがらし属	やまのいも属(球根類を除く。)	ゆきざさ属	ゆきのした属	
	ユーフォルビア属	よもぎ属	ラケナリア属(球根類を除く。)	ラバンジュラ属(ラベンダー等)	

植物の種類		主な該当植物名等			
		らん科	リアトリス属	りゅうきゅうべんけい属	りゅうきんか属
		りんどう属	ルピナス属	れんりそう属(スイートピー等)	
七 種子であつて栽培の用に供するもの	1 いね、おおむぎ及びこむぎ	【分類の基本的考え方】 シードマット等の形態の種子を含む。			
		いね	おおむぎ	こむぎ	
	2 前号に掲げるもの以外の植物	【分類の基本的考え方】 シードマット等の形態の種子及び授粉用の花粉を含む。ただし、前号に掲げる植物を除く。			
		いね、おおむぎ及びこむぎ以外	花粉(授粉用に限る。)		
八 特殊容器に封入された植物及びその部分であつて栽培の用に供するもの	試験管等に培養又は密封されているすべての植物	【分類の基本的考え方】 前各項に掲げる植物のうち、病虫害が付着するおそれが少ない試験管等の密閉された容器に封入されたものが該当する。			
		試験管、フラスコ、プラスチック容器等に封入された組織培養体(実生苗を含む。)	運用基準別表に掲げる地域において検疫当局が指定した容器に封入された球根	缶詰種子	小袋入り種子
		小売容器入り花粉			
九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であつて観賞の用に供するもの	1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、しだ、デンドロビウム、ばら、ライラック等	【分類の基本的考え方】 切り花、切り枝又は花束(ブーケ、コサージュ等)であつて、全長が1.5m未満のものが該当する。			
		カトレア属	きく属	しだ植物類	しゃりんとう属
		ダイアンサス属(なでしこ属)	デンドロビウム属	なでしこ属(ダイアンサス属)	はしどい属
		ばら属			
2 ヘリコニア、もみ等であつて大型のもの	【分類の基本的考え方】 切り花、切り枝又は花束(ブーケ、コサージュ等)であつて、全長が1.5m以上のものが該当する。				
	とうひ属	とがさわら属	ヘリコニア属	もみ属	
十 生果実及び生野菜	1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等	【分類の基本的考え方】 オレンジ、なし、りんご等の果樹類(熱帯果樹類を除く。)の生果実が該当する。			
		うんしゅうみかん	エレンドール	おおべにみかん(タンジェリン)	オレンジ
		オロブロンコ(スウィーティ)	かりん	グレープフルーツ	しかいかん
		スウィーティ(オロブロンコ)	せいようなし	タンカン	タンジェリン(おおべにみかん)
		タンジェロ	にほんなし	ぶんたん	ポメロ
		ポンカン	マーコット	まるめろ	りんご
		レモン			
	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	【分類の基本的考え方】 あんず、ぶどう、もも等の果樹類(熱帯果樹類を除く。)の生果実が該当する。			
		あけび	あぶらもも(ネクタリン)	あめりかすもも	あんず
		いちじく	うめ	おうとう(さくらんぼ)	オリーブ
かき		きんかん	こぶみかん(スワンギ)	さくらんぼ(おうとう)	
ざくろ		さんざし	しききつ(とうきんかん)	スワンギ(こぶみかん)	
せいようすもも		とうきんかん(しききつ)	なつめ	にほんすもも	
ネクタリン(あぶらもも)		びわ	ぶどう	ほんあんず	
もも		ライム			

植物の種類	主な該当植物名等			
3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実	【分類の基本的考え方】 こけもも、ブルーベリー等の果樹類(熱帯果樹類を除く。)の生果実が該当する。 また、細断された果樹類(熱帯果樹類を含む。)の生果実を含む。			
	あかふさすぐり	カーラント(すぐり)	きいちご(ラズベリー)	キウイフルーツ
	クラウドベリー	こけもも	さるなし(ベビーキウイ)	すぐり(カーラント)
	にわとこ	ブラックベリー	ブルーベリー	ベビーキウイ(さるなし)
	ようしゅかんぼく	ラズベリー(きいちご)	細断された生果実	
4 ココヤシ、ドリアン、バナナ、パインアップル等	【分類の基本的考え方】 ドリアン、パインアップル等の熱帯果樹類の生果実が該当する。			
	カカオ	ココヤシ	とげぼんれいし	ドリアン
	パインアップル	バナナ	ばらみつ	ぱんのき
5 アボカド、パパイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等	【分類の基本的考え方】 パパイヤ、マンゴウ等の熱帯果樹類の生果実が該当する。			
	あかたねのき	アセロラ	アボカド	おうぎやし
	おおながみくだものどけい	カンラン	グアバ(ぼんじろう)	くだものどけい(パッションフルーツ)
	ごれんし(スターフルーツ)	サポジラ	さぼてん	サントール
	シロサポテ	しろばなとけい	ズク(ランサット)	スターアップル
	スターフルーツ(ごれんし)	そりぎやのき(もくこちょう)	たいわんとう	たまごどけい(ミズレモン)
	たまごのき	タマリンド	チェリモヤ	ドラゴンフルーツ(ピタヤ)
	パッションフルーツ(くだものどけい)	ながばのごれんし(ピリンビン)	なつめやし	パパイヤ
	ババコ	ぼんじろう(グアバ)	ぼんれいし	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)
	ひめあかたねのき	ピリンビン(ながばのごれんし)	びんろうじゅ	フェイジョア
	ふともも	マメーリンゴ	マンゴウ	マンゴスチン
	ミズレモン(たまごのどけい)	もくこちょう(そりぎやのき)	モリンガ(わさびのき)	ライチ(れいし)
	ランサット(ズク)	ランブータン	りゅうがん	れいし(ライチ)
	れんぶ	わさびのき(モリンガ)		
	6 かぼちゃ、すいか、メロン等	【分類の基本的考え方】 かぼちゃ、すいか等の生鮮の果菜類が該当する。		
かぼちゃ		すいか	せいようかぼちゃ	とうがん
なしうり		ペポカボチャ(大型のものに限る。)	まくわうり(メロン)	メロン(まくわうり)
ゆうがお				
7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、ばれいしよ(栽培の用に供しないと認められるものに限る。)、レタス等	【分類の基本的考え方】 次のいずれかの植物が該当する。 (1)きゅうり、トマト、なす等の生鮮の果菜類。 (2)キャベツ、セロリー、たまねぎ等の生鮮の葉菜類又は茎菜類。 (3)かぶ、さといも、しょうが等の生鮮の根菜類。			
	エンダイブ	おおばんがじゅつ	かぶ	からすうり
	きくごぼう	キャッサバ(タピオカ)	キャベツ	きゅうり
	きょうな(みずな)	くろぐわい	くわい	こうずく(なんきょう)
	こうりょうきょう	ごぼう	さつまいも(剥皮されたものに限る。)	さといも
	さとうだいこん(てんさい、ビート)	しょうが(しょうきょう)	しょうきょう(しょうが)	セロリー
	だいこん	だいしよ(だいじよ)	だいじよ(だいしよ)	タピオカ(キャッサバ)
	たまねぎ	ちしや(レタス)	てんさい(さとうだいこん、ビート)	とうもろこし

植物の種類		主な該当植物名等			
		トマト	ながいも(やまのいも)	なす	なんきょう(こうずく)
		にがうり	にんじん	にんにく(鱗片ごとに分割・剥皮されたものを除く。)	はくさい
		はす(れんこん)	パースニップ	はやとうり	はるうこん
		ばれいしょ(剥皮・芽欠きされたものに限る。)	ビート(さとうだいこん、てんさい)	ペピーノ	ペポカボチャ(ズッキーニ等の小型のものに限る。)
		みずな(きょうな)	やまのいも(ながいも)	ルタバガ	レタス(ちしゃ)
		れんこん(はす)	わさびだいこん		
8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等	【分類の基本的考え方】 次のいずれかの植物が該当する。 (1)アスパラガス、アーティチョーク、ブロッコリー等の生鮮の葉菜類又は茎菜類。 (2)わさび等の生鮮の根菜類。				
	あさつき	アスパラガス	アーティチョーク(ちょうせんあざみ)	うど	
	えぞねぎ	カリフラワー(はなやさい)	さとうきび(芽欠きしたのものに限る。)	シャロット(わけぎ)	
	ぜんまい	たけのこ(はちく、まだけ、もうそうちく)	ちょうせんあざみ(アーティチョーク)	にんにくの花茎	
	ねぎ	バナナの蕾	はなやさい(カリフラワー)	ブロッコリー	
	まこも(まこもたけ)	まこもたけ(まこも)	みょうが	らっきょう	
	リーキ	レモングラス	わけぎ(シャロット)	わさび	
	わらび				
9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類	【分類の基本的考え方】 次のいずれかの植物が該当する。また、細断された野菜類を含む。 (1)いちご、えんどう、おくら等の生鮮の果菜類。 (2)しそ、チコリ、芽キャベツ等の生鮮の葉菜類又は茎菜類。 (3)ミニキャロット(ベビーキャロット)、薬用にんじん(おたねにんじん)等の生鮮の根菜類。				
	アカシア属の茎葉(料理用に限る。)	あぶらな	あまういきょう	いちご	
	インド(ディル)	いんげんまめ	いんどせんだん	ういきょう(フェネル)	
	えごま	えんどう	おおぶどうほおず	おくら	
	おたねにんじん(薬用にんじん)	かいらんさい	かきの葉(料理用に限る。)	きだちはっか	
	きだちひゃくりこう(タイム)	きばなすずしろ(ルッコラ)	きんしんさい(やぶかんぞう)	きんま	
	くさそてつ	クレソン	コエンドロ(コリアンダー)	ココヤシの葉(料理用に限る。)	
	こしょう	コジャク(チャービル)	コダチトマト(タマリロ)	こぶみかんの葉(スワングの葉)(料理用に限る。)	
	コリアンダー(コエンドロ)	コリウス	さいしん	ささげ	
	さつまいもの葉柄	さやえんどう	さやだいこん	ししとう(とうがらし、ピーマン)	
	しそ	じゅんさい	しろがらし	スワングの葉(こぶみかんの葉)(料理用に限る。)	
	せいようたんぽぽ	せいようはしりどころ	セージ(ヤクヨウサルビア)	そらまめ	
	たいさい(ちんげんさい)	だいず	タイム(きだちひゃくりこう)	たいわんつなそ(モロヘイヤ)	
	タマリロ(コダチトマト)	タラゴン	たらのき	チコリ	

植物の種類		主な該当植物名等					
		チェリートマト(ミニトマト)	チャービル(ゴジャク)	ちんげんさい(たいさい)	つるな		
		ディル(イノンド)	とうがらし(ししとう、ピーマン)	なたまめ	にら		
		にんにく(隣片ごとに分割・剥皮されたものに限る。)	バジル(めぼうき)	パセリ	はっか(ミント)		
		バナナの葉(料理用に限る。)	バニラ	ひいらぎそう	ひし		
		ピーマン(ししとう、とうがらし)	フェネル(ういきょう)	ベビーコーン	ベビーキャロット(ミニキャロット)		
		ほうれんそう	ほおずき	まるばだいおう(ルバーブ)	ミニキャロット(ベビーキャロット)		
		ミニトマト(チェリートマト)	ミント(はっか)	芽キャベツ	めぼうき(バジル)		
		メリッサ	モロヘイヤ(たいわんつなそ)	やえやまあおき	ヤクヨウサルビア(セージ)		
		薬用にんじん(おたねにんじん)	やぶかんぞう(きんしんさい)	ルッコラ(きばなすずしろ)	ルバーブ(まるばだいおう)		
		ローズマリー	エディブルフラワー(食用花)	混合野菜類	細断された野菜類		
		食用花(エディブルフラワー)	スプラウト類				
		十一 か穀類の種子であって栽培の用に供さないもの(ひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)	1 精米、モルト等	【分類の基本的考え方】 とう精、発芽等の処理が行われたか穀類の種子が該当する。			
精米	モルト						
2 いね(精米を除く。)、おおむぎ、こむぎ、とうもろこし等	【分類の基本的考え方】 前号に掲げる植物を除く。						
	アマランサス		あわ	えのころぐさ属	おおむぎ属		
	カナリーシード		からすむぎ属(オートミールを含む。)	キノア	きび		
	玄米		こむぎ属(ミックスフラワーを含む。)	さやぬかぐさ属	そば属		
	とうもろこし属		ひえ属	まこも属(ワイルドライス等)	粳		
	もろこし属		らいむぎ属	混合か穀類			
	十二 豆類の種子であって栽培の用に供さないもの(だいを除きひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)		あずき、いんげんまめ、えんどう、ささげ、そらまめ、らいまい、らっかせい、りよくとう等	あかつめくさ(レッドクローバー)	あずき	アルファルファ(スプラウト用種子を含む。)	いなごまめ
				いんげんまめ	えんどう(スプラウト用種子を含む。)	きまめ(りゅうきゅうまめ)	くさふじ
けつるあずき(ブラックビーン、ブラックマッペ)(スプラウト用種子を含む。)		ささげ属		そらまめ属	なたまめ属		
ひよこまめ属		ひらまめ(レンズマメ)		ふじまめ属	ブラックビーン(けつるあずき、ブラックマッペ)(スプラウト用種子を含む。)		
ブラックマッペ(けつるあずき、ブラックビーン)(スプラウト用種子を含む。)		べにばないんげん		やえなり(りよくとう)(スプラウト用種子を含む。)	らいまめ		
らっかせい属		りゅうきゅうまめ(きまめ)		りよくとう(やえなり)(スプラウト用種子を含む。)	ルピナス属		
レッドクローバー(あかつめくさ)		レンズマメ(ひらまめ)		れんりそう属	混合豆類		

植物の種類	主な該当植物名等				
十三 油料種子であって栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいず、ひま、べにばな等	【分類の基本的考え方】 製油原料になり得る種子であって、食用、肥料用、飼料用又は工業用(バイオマス燃料用等)のものが該当する。ただし、11項、前項、次項及び15項に掲げるものを除く。			
	あさ	あぶらな属	あま属	えごま	
	オリーブ	カポック(パンヤ)	かや	こうか(べにばな)	
	コブラ	ごま	だいず(スプラウト用種子を含む。)	たいわんあぶらぎり(ヤトロファ)	
	つきみそう	つばき	とうごま(ひま)	パラゴムノキ属	
	パンヤ(カポック)	ひま(とうごま)	ひまわり属	ふよう属(ハイビスカス等)	
	べにばな(こうか)	ヤトロファ(たいわんあぶらぎり)	わた属		
2 アルファルファヘイキューブ、アルファルファペレット、米ぬか、大豆かす、ふすま等	2 アルファルファヘイキューブ、アルファルファペレット、米ぬか、大豆かす、ふすま等	【分類の基本的考え方】 肥料用、飼料用又はバイオマス燃料用の植物であって、前号及び次号に掲げるものを除く。			
	あぶらやし殻	コーンコブミール	米ぬか	さとうきびかす	
	さとうだいこんかす(てんさいかす、ビートパルプ)	大豆かす	てんさいかす(さとうだいこんかす、ビートパルプ)	なたねかす	
	パインアップルかす	はとむぎ殻	ビートパルプ(さとうだいこんかす、てんさいかす)	ふすま(麦ぬか)(肥料用又は飼料用に限る。)	
	麦ぬか(ふすま)(肥料用又は飼料用に限る。)	綿実かす	綿実殻	花粉(飼料用に限る。)	
	堆肥	配合飼料(アニマルフード等)	配合肥料	ヘイキューブ類	
	ペレット類				
3 アルファルファ、チモシー等の乾草	3 アルファルファ、チモシー等の乾草	【分類の基本的考え方】 肥料用又は飼料用の乾燥牧草であって、前号及び17項に掲げる植物を除く。			
	アルファルファ	えんどう	えんぱく	オーチャードグラス	
	クローバー	ケンタッキーブルーグラス	湖草	さとうきび(シュガーケアントップ)	
	シュガーケアントップ(さとうきび)	スーダングラス	ちがや	チモシー	
	とうもろこし	ネピアグラス	バミューダグラス	羊草(ヤンソウ)	
	フェスク	ベントグラス	ヤンソウ(羊草)	ライグラス	
	混合乾燥牧草				
	十四 殻果類の種子であって栽培の用に供さないもの	1 くり及びくるみ等	【分類の基本的考え方】 くり、くるみ等の殻果類の種子が該当する。		
くり		くるみ			
2 いちよう、カシューナッツ、はしばみ、ペカン、むきぐり、むきぐるみ等		【分類の基本的考え方】 いちよう、カシューナッツ等の殻果類の種子が該当する。また、前号に掲げる種子の殻等を取り除いたものを含む。			
アーモンド		いちよう(ぎんなん)	カシューナッツ	ぎんなん(いちよう)	
クワイノキ		シアナッツ(シアバターノキ)	シアバターノキ(シアナッツ)	どんぐり	
はしばみ(ヘーゼルナッツ)		ピスタチオナッツ	ブラジルナッツ	ペカンナッツ	
ヘーゼルナッツ(はしばみ)		マカダミアナッツ	ミックスナッツ	むきぐり	
むきぐるみ					
十五 し好品・香辛料及び薬料・染料類であって栽培の用に供さないもの	うこん、くちなし、コーヒー豆、ココア豆、こしょう、薬用ニンジン等	【分類の基本的考え方】 乾燥した植物であって、し好品、香辛料、薬料又は染料類として使用される種子(11項から前項に掲げるものを除く。)、果実、根、樹皮及び茎が該当する。また、ひき割り、粉碎等の一次加工処理が行われたものを含む。			
	うこんの根茎(ターメリックの根茎)	おたねにんじんの根(薬用ニンジンの根)	カカオの種子(ココア豆)	からしなの種子	

植物の種類		主な該当植物名等			
		かわらけつめい属の種子(けつめいし、せんな等の種子)	くちなしの果実(さんしし)	コエンドロの種子(コリアンダーの種子)	ココア豆(カカオの種子)
		こしょうの果実	コーヒーノキの種子(コーヒー豆)	コーヒー豆(コーヒーノキの種子)	コリアンダーの種子(コエンドロの種子)
		ころはの種子(フェヌグreekの種子)	さんしし(くちなしの果実)	ターメリックの根茎(うこんの根茎)	とうがらしの果実
		はとむぎの種子(よくいこん)	フェヌグreekの種子(ころはの種子)	薬用にんじんの根(おたねにんじんの根)	よくいこん(はとむぎの種子)
		混合漢方薬類			
十六 乾燥植物類(乾燥牧草を除く。)	1 乾燥果実及び乾燥野菜、そばがら、葉たばこ、みずごけ、もみがら等及びさく葉標本	【分類の基本的考え方】 乾燥した植物であって、13項3号、前項、本項次号及び次項に掲げるものを除く。			
		あつけしそう(さんごそう)	あま属の茎葉	アロエ	かしわの葉
		かんぴょう	キャッサバ	くるみ殻	ケナフの茎葉
		こけ植物類	ココナッツハスク	コーンコブミール(肥料用及び飼料用を除く。)	ささの葉
		さといも	さんごそう(あつけしそう)	せきしょうし(ひかげのかずらの胞子)(花粉の増量剤に限る。)	そばがら
		だいこん	たけの皮	デシケーテッドココナッツ	にわとこ属
		はすの葉(れんこんの葉)	葉たばこ	バナナの葉	ハーブ類
		ひかげのかずらの胞子(せきしょうし)(花粉の増量剤に限る。)	ふすま(麦ぬか)(肥料用及び飼料用を除く。)	松かさ	みずごけ
		麦ぬか(ふすま)(肥料用及び飼料用を除く。)	むくろじ	もみがら	やし殻ピート
		花粉(授粉用及び飼料用を除く。)	乾燥果実類	乾燥した落ち葉	乾燥した搾りかす(肥料用及び飼料用を除く。)
		乾燥野菜類	混合培養資材	さく葉標本	しめ飾り(わら類を原料とするものを除く。)
		樹皮	すだれ(わら類を原料とするものを除く。)	装飾用香辛料(とうがらし等)	ピートモス
		ペレット類(肥料用及び飼料用を除く。)	民芸品(草本性の植物を原料とするものに限る。)	もぐさ	
		十七 わら類	稲わら、麦わら及びなわ、むしろその他のわら工品	【分類の基本的考え方】 わら類(いね、おおむぎ属又はこむぎ属の茎葉を乾燥させたものに限る。)又はその加工品であって、13項3号に掲げるものを除く。	
いね	おおむぎ属			こむぎ属	こも
しめ飾り	しめ縄			畳床	なわ
十八 木材	1 南洋材、米材、北洋材等	アフリカ材	欧州材	中国材	中南米材
		南洋材	ニュージーランド材	米材	北洋材

植物の種類		主な該当植物名等			
		木材こん包材(木 枠、パレット、木箱、 電線ドラム、サン ギ、ゲタ材、ダン ネージ等を含む。)			
	2 まだけ、もう そうちく等	【分類の基本的考え方】 輸入時に本数確認が困難な木材であつて、全長が約35cm以上のものが該当する。ただし、前号に掲げるものを除く。			
		はちく	まだけ	もうそうちく	
十九 前各項 に掲げるもの以 外の植物及び 容器包装	—	麻袋	園芸用ポット	置物	きのこ菌床(原料を 除く。)
		スプラウト用種子 (だいこん及びブ ロッコリーに限る。)	搾りかす類(肥料用 及び飼料用を除 く。)	充填用植物	装飾樹
		たけ(全長が約 35cm未満のものに 限る。)	動物園等で飼育さ れている動物の生 餌(コアラのユーカ リ、マナティーの水 草等)	鳥の巣	腐葉
		へご材	ほだ木	薪	木製装飾品
		木片(木材チップを 含む。)	民芸品(16項に掲 げるものを除く。)	流木	
二十 輸入を 許可された輸 入禁止品	—	【分類の基本的考え方】 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第7条第1項ただし書の規定により農林水 産大臣の許可を受けたものが該当する。			
二十一 植物 検疫について の政府機関を 有しない国から 輸入される前 各項に掲げる もの	—				

(注1)「主な該当植物名等」には、植物名を五十音順で規定し、その後に植物名以外のものを同様に規定する。

(注2)「主な該当植物名等」に規定する属名等に属することが分かりにくい種名がある場合は、属名等の後に括弧書きで種名を規定する。

(注3)「主な該当植物名等」に同一の植物名等を異なる項又は号に規定する場合は、明確に区別するために「○を除く。」等の文言を括弧書きで規定する。

(注4)「分類の基本的考え方」には、「植物の種類」に規定されている内容以外で、植物の分類に必要な情報を規定する。

(注5)スプラウト用種子の取扱いについて不明な点があれば、植物防疫所に確認いただきたい。

植物の荷口区分一覧表

植物の種類	必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分	
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であって栽培の用に供するもの	1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)	—
	2 アボカド、キウイフルーツ、パインアップル、フェイジョア、マンゴウ等	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)	—
二 特用作物及びその部分であって栽培の用に供するもの	くわ、さとうきび、ちゃ等	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)	—
三 前各項に掲げる植物以外の樹木類及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 いちょう、すぎ、そてつ、つばき、まつ、やし類等	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)	—
	2 ドラセナ、めやし、ユッカ等	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)	—
四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎(栽培の用に供しないと認められるものを除く。)	—	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(生茎又は生塊根(茎)の別に限る。)	—
五 球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	アマリリス、グラジオラス、クロッカス、すいせん、ダリア、チューリップ、にんにく、ヒアシンス、ゆり等	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(球根、木子、子球、鱗片等の別とする。) (3) ロット番号別(隔離栽培運用基準(昭和43年5月20日付け43農政B第916号農政局長通知)別表に掲げる球根類のうち、ロット管理を義務付けているものに限る。)	(1) ロット番号別(左記の区分の(3)を除く。) (2) サイズ別
六 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 すいれん、たぬきも等	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(苗、挿し穂、接ぎ穂等の別とする。)	ロット番号別
	2 前号に掲げるもの以外の植物	(1) 品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2) 形態別(苗、挿し穂、接ぎ穂、むかご等の別とする。)	—
七 種子であって栽培の用に供するもの	1 いね、おおむぎ及びこむぎ	品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。)	ロット番号別
	2 前号に掲げるもの以外の植物	品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。)	ロット番号別

植物の種類		必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
八 特殊容器に封入された植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	試験管等に培養又は密封されているすべての植物	(1) 種別 (2) 品種別(試験管、フラスコ、プラスチック容器等に封入された組織培養体(実生苗を含む。)に限る。)	(1) 品種別(缶詰種子、小袋入り種子及び小売容器入り花粉に限る。) (2) ロット番号別(缶詰種子、小袋入り種子及び小売容器入り花粉に限る。)
九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であって観賞の用に供するもの	1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、しだ、デンドロビウム、ぼら、ライラック等	(1) 属別 (2) 形態別(アンスリウム、クサントロエア又ははす(れんこん)であって、花又は葉の有無の別に限る。) (3) 植物の組合せ別(花束(ブーケ、コサージュ等)に限る。)	種別
	2 ヘリコニア、もみ等であって大型のもの	(1) 属別 (2) 形態別(アンスリウム、クサントロエア又ははす(れんこん)であって、花又は葉の有無の別に限る。) (3) 植物の組合せ別(花束(ブーケ、コサージュ等)に限る。)	種別
十 生果実及び生野菜	1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等	種別	(1) 品種別(グレープフルーツのルビー、ホワイト等の別は、品種別とみなす。) (2) ブランド別(かんきつ類に限る。)
	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	種別	(1) 品種別 (2) ブランド別(かんきつ類、ネクタリン、ぶどう及び植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表に掲げるさくらんぼに限る。)
	3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実	種別	(1) 品種別 (2) ブランド別(キウイフルーツに限る。なお、カラーコードの別は、ブランド別とみなす。)
	4 ココやし、ドリアン、バナナ、パインアップル等	(1) 種別 (2) 品種別(バナナに限る。) (3) 形態別(ココやしであって、表皮の有無又はバンチか否かの別に限る。)	(1) 生産地域別(台湾産バナナであって、能高、南投、嘉南、旗美、鳳二、屏北、屏南及び東台の8地域の別に限る。) (2) 品種別(バナナ以外のものに限る。) (3) 形態別(ココやし、パインアップル及びバナナに限る。なお、各植物の形態別は、次によるものとする。 ア ココやし: 表皮を剥いたものであって、白色で新鮮なもの又は褐色で乾燥したものの別 イ パインアップル: 葉の有無の別 ウ バナナ: バンチ、ハンド、クラスター又はフィンガーの別 (4) 包装の有無の別(パインアップル及びバナナに限る。)
	5 アボカド、パイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等	種別	(1) 品種別 (2) ブランド別

植物の種類	必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
6 かぼちゃ、すいか、メロン等	種別	(1) 品種別 (2) ブランド別(かぼちゃに限る。)
7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、ばれいしょ(栽培の用に供しないと認められるものに限る。)、レタス等	種別	(1) 品種別 (2) 形態別(キャベツ、セロリー、たまねぎ、とうもろこし、にんじん、はくさい及びレタスに限る。なお、各植物の形態別は、次によるものとする。 ア キャベツ、はくさい、レタス: 鬼葉又はカットの有無の別 イ セロリー: カットの有無の別 ウ たまねぎ: 外皮の有無の別 エ とうもろこし: 果実を包む苞葉の有無の別 オ にんじん: 茎葉の有無の別
8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等	種別	(1) 品種別 (2) 形態別(ブロッコリーであって、花らしいの有無の別に限る。) (3) ブランド別(アスパラガスに限る。) (4) 色別(アスパラガスであって、グリーン、ホワイト、パープル等の別とする。)
9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チョコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類	(1) 種別 (2) 形態別(えんどう等の豆類であって、莢の有無、莢付き果実の成熟か否か又は茎の有無の別に限る。)	(1) 品種別 (2) 形態別(ベビーコーンであって、果実を包む苞葉の有無の別に限る。)
十一 か穀類の種子であって栽培の用に供さないもの(ひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)	1 精米、モルト等	(1) 品種別 (2) 等級別 (3) 形態別(丸ごと、ひき割り、圧ぺん、粉碎等の別とする。) (4) 船倉別(本船積みの精米であって、Jシステム等の植物防疫官が認める方法で消毒が実施された旨を記載した公的証明書が添付され、船倉別に分割可能な積載状態であることが分かる荷捌き計画書等の書類が添付されたものに限る。) (注)Jシステムとは、あらかじめ船倉底部にホストキシンガス(くん蒸剤)を送り込むための穴開きパイプを敷設し、貨物の船積み終了後、貨物の上部にベルト状に包装されたくん蒸剤を置き、これから発生するくん蒸剤をブロワによって船倉底部のパイプを通じて船倉内に循環させる方法をいう。

植物の種類	必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
	2 いね(精米を除く。)、おおむぎ、こむぎ、とうもろこし等	種別 (1) 品種別 (2) 等級別 (3) 形態別(丸ごと、ひき割り、圧ぺん、粉碎等の別とする。) (4) 船倉別(本船積みのいね(精米を除く。)であって、Jシステム等の植物防疫官が認める方法で消毒が実施された旨を記載した公的証明書が添付され、船倉別に分割可能な積載状態であることが分かる荷捌き計画書等の書類が添付されたものに限る。)
十二 豆類の種子であって栽培の用に供さないもの(だいずを除きひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)	あずき、いんげんまめ、えんどう、ささげ、そらまめ、らいまい、らっかせい、りょくとう等	(1) 種別 (2) 莢の有無の別(らっかせいに限る。) (1) 品種別 (2) 等級別 (3) 形態別(丸ごと、ひき割り、圧ぺん、粉碎等の別とする。)
十三 油料種子であって栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいず、ひま、べにばな等	種別 (1) 品種別 (2) 等級別 (3) 形態別(丸ごと、ひき割り、圧ぺん、粉碎等の別とする。)
	2 アルファルファヘイキューブ、アルファルファペレット、米ぬか、大豆かす、ふすま等	(1) 種別 (2) 形態別(アルファルファであって、ヘイキューブ又はペレットの別に限る。) (1) 品種別(大豆かすに限る。) (2) 加工状態別(大豆かすであって、ハイプロテイン又はロープロテインの別に限る。) (3) 天日乾燥又は機械乾燥の別
	3 アルファルファ、チモシー等の乾草	種別 品種別
十四 穀果類の種子であって栽培の用に供さないもの	1 くり及びくるみ等	(1) 種別 (2) 品種別(規則別表2の付表に掲げる穀果類の種子に限る。) 品種別(左記の区分の(2)を除く。)
	2 いちよう、カシューナッツ、はしばみ、ペカン、むきぐり、むきぐるみ等	種別 形態別(穀等の有無の別とする。なお、穀等を取り除いた種子の場合は、丸ごと、スライス、ひき割り、圧ぺん、粉碎等の別とする。)
十五 し好品・香辛料及び薬料・染料類であって栽培の用に供さないもの	うこん、くちなし、コーヒー豆、ココア豆、こしょう、薬用ニンジン等	種別 (1) 品種別 (2) 等級別 (3) 形態別(部位(果実、根等)、丸ごと、スライス、ひき割り、圧ぺん、粉碎、殻の有無等の別とする。)
十六 乾燥植物類(乾燥牧草を除く。)	1 乾燥果実及び乾燥野菜、そばがら、葉たばこ、みずごけ、もみがら等及びさく葉標本	種類別 (1) 属別 (2) 形態別(ひき割り、圧ぺん、粉碎等の別とする。)
	2 乾燥花き	種類別 (1) 属別 (2) 形態別(圧ぺん、粉碎等の別とする。)
十七 わら類	稲わら、麦わら及びなわ、むしろその他のわら工品	(1) 種別 (2) 形態別(カットの有無等の別とする。) —

植物の種類		必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
十八 木材	1 南洋材、米材、北洋材等	種類別	(1)種別 (2)形態別(丸太材、割材、樹皮の有無等の別とする。) (3)用途別(木材こん包材であつて、パレット、木箱、ダンネージ等の別とする。)
	2 まだけ、もうそうちく等	種別	(1)丸竹又は割竹の別 (2)青竹又は乾竹の別
十九 前各項に掲げるもの以外の植物及び容器包装	—	種類別	—
二十 輸入を許可された輸入禁止品	—	種類別	—
二十一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入される前各項に掲げるもの	—	前各項に掲げる該当植物の区分と同じ。	前各項に掲げる該当植物の区分と同じ。